

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

申 請 者 住 所

氏 名

電 話

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 1 号イ)、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。))における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第 4 項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第 3 号)に該当すること

(※1) 通知における特定事由と同じ。(※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地 (敷地の所在地番)			
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4)	年 月 日		
被相続人の氏名及び住所	(住所)		
	(氏名)	申請者から みた続柄	
相続開始日(被相続人の死亡日)	年 月 日	譲渡日 (※5)	年 月 日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	☐ 家屋 ☐ 敷地等	(住所)	
		(氏名)	
	☐ 家屋 ☐ 敷地等	(住所)	
		(氏名)	

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限り。

(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り。

(※5) 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限り。

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確 認 年 月 日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

申 請 者 住 所 住民票に記載の住所を記入

氏 名

電 話

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（租税特別措置法第 35 条第 3 項第 1 号イ）、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※1）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第 4 項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと）」（同項第 3 号）に該当すること

（※1）通知における特定事由と同じ。（※2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※3）の所在地 （敷地の所在地番）	除住民票に記載されている住所		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※4）	閉鎖登記事項証明書に記載されている建築年月日		
被相続人の氏名及び住所	（住所） 除住民票に記載されている住所		
	（氏名） 除住民票に記載されている被相続人名	申請者から みた続柄	
相続開始日（被相続人の死亡日）	被相続人の死亡日	譲渡日 （※5）	登記事項証明書の所有権移転日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	□家屋 □敷地等	（住所） 申請者以外のすべての相続人の住所	
		（氏名） 申請者以外のすべての相続人の氏名	
	□家屋 □敷地等	（住所） 申請者以外のすべての相続人の住所	
		（氏名） 申請者以外のすべての相続人の氏名	

（※3）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得をしたものに限る。

（※4）申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限る。

（※5）申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限る。

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確 認 年 月 日	この欄は、記入しないでください
確認を行った市区町村長	この欄は、記入しないでください 印

申請手続きに必要な書類一覧

▼ 下記書類の記載内容から、本特例の適用要件(空家等)に適合しているかを確認いたします。記載内容によっては、追加の書類が必要となる場合があります。

譲渡所得3,000万円特別控除を受けるためには、本手続きを越谷市役所にて行った後、管轄の税務署で確定申告を行う必要があります。

必要書類	
① 原本	被相続人居住用家屋等確認申請書 (国税庁ホームページや市役所ホームページにあります) ・複数の相続人の場合、相続人ごとに書類(下記①～⑬)が必要【条件より老人ホーム該当書類も】 ・この申請書のみ2部作成して下さい(②～⑬については1部)
② 原本	除住民票(被相続人) ・除籍(謄本・抄本)は、使えません ・相続日以降に発行されたもの
③ 原本	住民票(相続人全員分) ・相続日以降に発行されたもの ・被相続人居住の土地、家屋の両方を相続した全ての相続人の分
④ 原本	相続人の戸籍の附票(下記場合のみ) ・相続直前～譲渡の間に住所を2回以上異動している場合
⑤ 複写	売買契約書 ・一式全てをコピーして下さい
⑥ 複写	(土地)登記事項証明書 、 (建物)登記事項証明書 ・譲渡日以降に発行されたもの
⑦ 複写	建物の「 耐震基準適合証明書 」か「 建設住宅性能評価書 」のどちらか ・確定申告時にも必要な書類となります
⑧ 複写	上記⑥が未登記(書類の発行できない)場合のみ、下記の1)～2)の全ての書類が必要です 1) 遺産分割協議書、遺贈のうち1つ 又は、被相続人から相続で取得したことが確認できる書類 2) 建築確認書、新築時の請負契約書、固定資産税評価証明書 のうち1つ (但し、固定資産税評価証明書は、昭和56年建築の場合のみ不採用となる書類です)
⑨ 原本	ライフライン解約(中止)証明書<水、電気、ガスのどれか1つ> ・水道については、越谷松伏水道企業団で証明書の発行が可能です(お客様課にて) ・相続前(死亡前)から既に解約(中止)していた場合、本制度の対象から外れます
複写	不動産広告 ・宅建業者の広告。宅建業者の登録番号が表示。売買契約書はこの業者名がある ・広告に「空家であった」旨の表示がある(広告期間が相続日～譲渡日間である) ・土地面積が土地登記事項証明書や遺産分割協議書と相違ないこと
⑩ 原本	上記⑨のライフライン解約(中止)証明書の契約者名が被相続人、相続人以外の方の場合のみ ・この契約者の方の、住民票が必要となります(相続後に2回以上転居の場合は、戸籍の附票)
⑪	現場写真 ・建物の写真
⑫	案内図
⑬ 原本	委任状(代理人申請の場合のみ)

複数の相続人の申請の場合
 → ②、③、④の書類は、原本でのみ受付可能です(コピー不可)

老人ホーム等の入居の場合(追加 必要書類)

●H31年4月1日以降に譲渡(所有権移転)した場合は、老人ホーム入所中の死亡でも適用できる場合あり

【必要書類】

- 1) 介護保険の被保険者証、要介護認定(決定)通知書 など
- 2) 全ての老人ホーム入所契約書
2つ以上の老人ホーム入所の場合、被相続人の戸籍の附票
- 3) 施設退去日がわかる書類
(住民票が空家の住所の場合)
- 4) その他

ライフライン証明書か、不動産広告のどちらか1つ

【ご注意下さい】

- 「**原本**」と表示されている書類は、コピーでは受付受理ができません
- 提出頂いた書類の返却は、いたしません。必要な書類は、事前にご対応をお願いします
- 受付手続きをされる場合は、事前にご連絡下さい(受付は予約順での手続きとなります)